

家計基準判定表についての注意点

日本学生支援機構第一種奨学金 家計基準判定表

第一種奨学金の返還支援対象者となるには、家計に関する基準を満たす必要があります。申込みの前に、次の各項目に必要な事項を入力し、ご自身が基準を満たすかどうかの参考にしてください。なお、入力に誤りがある場合、正しい判定が得られませんので、ご注意ください。

◎収入に関すること *平成28年1～12月の内容を入力してください

父の収入を入力してください

□ 給与収入 : 源泉徴収票の支払金額 万円

□ 年金収入 : 年金振込通知、額定通知または源泉徴収票の年額 万円

□ 給与・年金以外 : 地方に支払額を記入し、確定申告書の収入・売上金額、確定申告書の所得金額 万円

母の収入を入力してください

□ 給与収入 : 源泉徴収票の支払金額 万円

□ 年金収入 : 年金振込通知、額定通知または源泉徴収票の年額 万円

□ 給与・年金以外 : 地方に支払額を記入し、確定申告書の収入・売上金額、確定申告書の所得金額 万円

父・母ともに収入の記載がない場合、
父母に代わる家計支持者の収入を入力してください

□ 給与収入 : 源泉徴収票の支払金額 万円

□ 年金収入 : 年金振込通知、額定通知または源泉徴収票の年額 万円

□ 給与・年金以外 : 地方に支払額を記入し、確定申告書の収入・売上金額、確定申告書の所得金額 万円

大学院における進学又は在学中で第一種奨学金の貸付を希望する場合、
本人の収入及び配偶者の収入による収入を入力してください。(本人分)

□ 父母等からの給付金 : 父母等からの給付金の年額 万円

□ 奨学金 : 奨学金の年額 万円

□ 給与所得等収入 : アルバイト又は定職による給与所得等の収入など 万円

□ 必要経費 : 給与所得以外の収入の必要経費 万円

(配偶者分)

□ 定職による収入 : 定職による収入のうち給与所得以外の年額 万円

□ 定職による収入 : 定職による収入のうち給与所得以外の年額 万円

□ 上記給与所得以外の収入のうち必要経費 万円

学部等名 : _____

学籍番号 : _____

氏 名 : _____

千円未満は切り捨て

◎世帯に関すること *平成29年4月(予定)の内容を入力してください

申込者(本人)の進学予定の学校種別を選択してください 大学

申込者(本人)の進学予定の国公立、私立別を選択してください 国公立

申込者(本人)の進学種別を選択してください

申込者(本人)の進学・在学予定先の年額授業料
(国公立大学、専修学校(専門課程)、大学入学金・在学予定の費用)を入力してください。 万円

世帯(家族)の人数を選択してください 人

母子世帯または父子世帯ですか(はい、いいえを選択)

申込者(本人)以外に、就学中、就学前の子がいますか(はい、いいえを選択)

プルダウンメニューです。
大学院生の場合、大学院を選択してください。

半額・全額いずれの免除を受けていても、54万円を入力

学校種別	人数
大学院生	人
大学院生	人
大学	人
専修学校(専門課程)	人
高等学校	人
高等専門学校	人
短期大学	人
専門学校(専門課程)	人
専門学校(短期課程)	人
職業訓練校	人
その他	人

該当する者がいる場合、手帳の写しも添付して提出してください。

すべての項目を入力すると自動的に判定が表示されますが、正式な判定は、後日、国際課から通知します。

本判定表とともに収入を証する資料として以下のいずれかを合わせて提出してください。
源泉徴収票の写し・確定申告書の写し・所得・課税証明の写し

◎判定(申込資格の有無)

この判定表は、あくまで「日本学生支援機構第一種奨学金」の基準に基づいて申込資格を判断するもので、第一種奨学金の返還支援対象者は、この家計基準を満たす人の中から認定します。実際に第一種奨学金を貸与するのは、日本学生支援機構であるため、県が返還支援対象者として認定しても、第一種奨学金の貸与が受けられない場合があります。

問合せ：国際課学生国際交流係
高平
電話：027-220-7627
e-mail：g-exchange@jimu.gunma-u.ac.jp